

[事案 28-281] 損害賠償請求

・平成 29 年 10 月 28 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 28-282] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

契約者貸付にあたっての募集人の誤説明等を理由に、貸付利息の半額相当額の支払い等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 6 月に A 保険会社（本事案の相手方）と契約した終身保険（契約①）について、平成 20 年 12 月、募集人の提案によって契約者貸付を受け、貸付金を原資に B 保険会社との間で介護終身保険（契約②）を契約した。しかし、以下の理由により、本貸付を無効とし、貸付利息の半額相当額を支払ってほしい。

- (1) 本貸付に際し、募集人による誤った説明や説明不足があったので、貸付について誤解して手続きした。
- (2) 募集人は、契約①の契約後に A 保険会社を退社し、A 保険会社および B 保険会社が乗り合う募集代理店に勤務しているが、その後、A 保険会社の従業員に自分の契約情報を問い合わせ、A 保険会社の従業員はこれを不正に開示した。
- (3) 本貸付前に行われた、A 保険会社へ貸付限度額を問い合わせる電話は、自分がかけたように装われているが、募集人の指示を受けて、自分以外の者がかけた。

<保険会社の主張>

本貸付に際しての募集人の説明に不十分な点があったことは認めるが、以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、貸付金が解約返戻金や死亡保険金を上回ることはない等の誤った説明をしていない。
- (2) 本貸付申込み前に、利息が付加されることを含めた貸付制度の説明書面を送付している。
- (3) 募集人は B 保険会社との契約に際し、勤務当時の記憶にもとづき申立人に尋ね、保険証券等を申立人から提示されているので、申立人の同意のもとで契約内容を確認し、契約情報を不正に取得・利用していない。
- (4) 本貸付申込書類の取寄せ時の入電は、申立人によらない可能性が高いが、その後、申立人による署名・押印のなされた貸付申込書が提出された結果、本貸付が行われた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本貸付前後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本貸付に際しての募集人の誤説明等により申立人が貸付について誤解したとは認められず、また、A 保険会社の従業員が申立人の契約情報を募集人に開示したとも認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、負担なく資金を調達する手段として貸付を案内したと述べているが、貸付は申立人に利息負担を生じさせる。さらに募集人は、利息が発生することで、将来申立人がA保険会社に支払う金額が増えていくという説明を明確にはしていない。具体的にいくらの利息が付くかという点も、「予定利率を超えるような貸付金利はないと思う」程度の案内しかしていない。本貸付前に申立人に送付された貸付制度の説明書面には利息について明記されていたとはいえ、募集人の説明は不十分であった。
- (2) 募集人は、当時手伝ってもらっていた人物に、申立人を名乗らせてA保険会社に貸付限度額について照会させ、情報を得ていた。これ自体が本貸付を成立させるものではなく、申立人に直接損害が生じたわけではないが、情報取得の方法として極めて不適切である。
- (3) 募集人が、新契約の資金を申立人に用意させるため、上記(1)のような不利益の十分な説明なく、申立人の利益を最優先に配慮せずに貸付を受けさせたことは好ましいとはいえない。
- (4) 申立人は、本貸付後、A保険会社から契約内容の通知が届いた際、借入金が積立金を上回ることはないのか募集人に問い合わせたが、募集人は、上回ることはないと回答した。すなわち、申立人が不審に思って早期に問い合わせをしたにもかかわらず、募集人が正確な情報を提供しなかったために、貸付が長期に及ぶこととなり状況が深刻化していったと考えられ、その意味でも、募集人の対応は不適切であった。